

## 湯河原町組積造撤去等補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>―</p> <p>(4) (略)</p> <p>(対象となる組積造撤去等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>令和8年9月30日</u>までに所定の完了報告書等を町に提出できる工事であること。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、<u>住民登録者</u>については、組積造撤去等に要した費用に100分の10を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。<u>ただし、住民登録者でない者については、組積造撤去等に要した費用に100分の5を乗じて得た額とし、2万5千円を限度とする。</u></p> <p>2 前項の補助金の限度額は、町が別に定める通学路に面した組積造撤去等の場合は、補助金額の上限を<u>住民登録者は10万円、住民登録者でない者については5万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、組積造撤去等の着手前に組積造撤去等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、<u>令和8年3月31日</u>までに町長に申請しなければならない。</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、<u>住民登録者のうち</u>、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>―</p> <p>(4) (略)</p> <p>(対象となる組積造撤去等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>令和10年9月30日</u>までに所定の完了報告書等を町に提出できる工事であること。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、組積造撤去等に要した費用に100分の10を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。</p> <p>2 前項の補助金の限度額は、町が別に定める通学路に面した組積造撤去等の場合は、補助金額の上限を10万円とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、組積造撤去等の着手前に組積造撤去等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、<u>令和10年3月31日</u>までに町長に申請しなければならない。</p>	



【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	助金の申請について適用し、令和7年度分までの補助金の申請については、なお従前の例による。	